

小学校・中学校学習指導要領の改訂について

文部科学省初等中等教育局参事官付教科調査官 池守 滋
国立教育政策研究所教育課程研究センター 教育課程調査官

1. 改訂の経緯

中央教育審議会では、平成17年2月に文部科学大臣からの要請を受け、同年4月から学習指導要領全体の見直しについての審議を開始した。審議の途中で、平成18年12月に教育基本法が改正され、さらに翌年6月には学校教育法等の改正が行われた。中央教育審議会においても、これら教育の根本に関わる法改正を踏まえた審議が重ねられ、2年10か月にわたる審議の末、平成20年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申された。

答申では、「生きる力」をはぐくむという現行学習指導要領の理念を実現するためのこれまでの手立てに課題があったとし、その具体的手立てを確立する観点から、学習指導要領を改訂する必要があるとした。その上で、

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

を基本的な考え方として各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性を示した。

文部科学省では、この答申を受け、平成20年2月15日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領および中学校学習指導要領の改訂案を公表し、翌16日から3月16日までの1か月間ホームページ等を通じて意見募集（パブリックコメント）を行った。寄せられた意見を受け、教育基本法第二条の教育の目標に関する規定に新たに定められた理念を小・中学校学習指導要領の総則に盛り込むなど、改正教育基本法等や中央教育審議会答申も踏まえた修正を行った。

こうした経緯を経て、文部科学省では、平成20年3月28日に学校教育法施行規則を改正するとともに、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領および中学校学習指導要領を公示した。

2. 基本的な考え方と改善事項

中央教育審議会の答申を受け、新学習指導要領では、子どもたちに「生きる力」をはぐくむ具体的な手立てについて、

- ① 約60年ぶりに改正された教育基本法を踏まえた教育内容の改善を行うこと。
- ② 学力の重要な要素である基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成および学習意欲の向上を図るために、授業時数を増加し、特に言語活動や理数教育を充実すること。

③ 子どもたちの豊かな心と健やかな体をはぐくむために道徳教育や体育を充実すること。といった基本的な考え方にに基づき、主に以下の事項について改善を図った。

○言語活動の充実

・知的活動やコミュニケーション，感性・情緒の基盤である言語の能力を育成するため，国語科における読み書きなどの基本的な力の定着を図るとともに，各教科等における記録，説明，論述，討論といった学習活動を充実した。

○理数教育の充実

・科学技術の土台である理数教育の充実を図るため，国際的な通用性，内容の系統性等を踏まえて，指導内容を充実した。

○伝統や文化に関する教育の充実

・国際社会で活躍する日本人の育成を図るため，各教科等において，我が国や郷土の伝統や文化を受け止め，それを継承・発展させるための教育を充実した。

○道徳教育の充実

・道徳教育は，道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであることを明確化した。

・発達の段階に応じて指導内容を重点化した。

・道徳教育推進教師を中心に，全教師が協力して道徳教育を展開することを明確化した。

・先人の伝記，自然，伝統と文化，スポーツなど，児童生徒が感動を覚える教材を活用することとした。

○体験活動の充実

・児童生徒の社会性や豊かな人間性をはぐくむため，集団宿泊活動や自然体験活動（小学校），職場体験活動（中学校）を重点的に推進することとした。

○外国語教育の充実

・積極的にコミュニケーションを図る態度を育成し，言語・文化に対する理解を深めるために，小学校高学年に外国語活動を導入した。

・中学校においては，コミュニケーションの基盤となる語彙数を充実するとともに，聞く・話す・読む・書くを総合的に行う学習活動を充実した。

3. 小・中学校の教育課程の改訂

小・中学校の教育課程の枠組みについて，次の通り改善を図った。

○小学校の教育課程の枠組み

・現行の教科等に外国語活動を追加する。

・国語，社会，算数，理科，体育の授業時数を6学年合わせて350時間程度増加する。

・総合的な学習の時間は，教科の知識・技能を活用する学習活動を各教科の中で充実すること等を踏まえ，週1コマ程度縮減する。

・全体の授業時数としては，1学年で68単位時間（週2コマ相当），2学年で70単位時間（週2コマ相当），3～6学年で各35単位時間（週1コマ相当）増加する。

○中学校の教育課程の枠組み

・現行の9教科，道徳，特別活動，総合的な学習の時間で構成する。

・教育課程の共通性を重視し，選択教科は，標準授業時数の枠外で開設可とする。

・国語，社会，数学，理科，外国語，保健体育の授業時数を400時間程度増加（選択教科の履修状況を踏まえると230時間程度の増加）する。

・総合的な学習の時間は，教科の知識・技能を活用する学習活動を各教科の中で充実すること等を踏まえ，3学年合わせて190時間に縮減する。

・総授業時数は，各学年で35単位時間（週1コマ相当）増加する。

特に，授業時数の増加は，主に次の学習を充実するために行うものとする。

① つまづきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習

② 知識・技能を活用する学習（観察・実験や

レポート作成，論述など)

4. 小・中学校の各教科等の主な内容の改善

○総則

・知識・技能を活用して課題を解決するための思考力，判断力，表現力等の育成，言語活動の充実，学習習慣の確立等を規定

・改正教育基本法等を踏まえ，伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し，公共の精神の尊び，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性のある日本人を育成することを道徳教育の目標に規定

・小学校の道徳教育では，集団宿泊活動等を通じ，基本的な生活習慣やきまり，善悪の判断，人間としてしてはならないことをしないことを重視することを規定

・中学校の道徳教育では，職場体験活動等を通じ，自他の生命の尊重，規律ある生活，自己の将来，法やきまりの意義の理解，社会の形成への参画，国際社会に生きる日本人としての自覚を重視することを規定

・体力の向上に加え，食育の推進や安全に関する指導を規定

・学校教育の一環として生徒が自発的に取り組む部活動の意義や留意点を規定（中学校）

○国語

・言語力育成の中核を担う教科として，具体的な言語活動を充実（小学校：記録，報告，解説，推薦等，中学校：批評，評論，論説等）

・ことわざ，故事成語，古文・漢文の音読など小学校段階から古典に関する指導を充実

・教材として，近代以降の代表的な作家の作品を取り上げることを規定（中学校）

○社会

・47都道府県の名称と位置，世界の主な大陸と海洋，主な国の名称と位置など学習や生活の基盤となる知識についての学習を充実（小学

校）・我が国の伝統や文化（小学校：文化遺産，狩猟・採集の生活や国の形成等，中学校：かな文字等），宗教（中学校），近現代の歴史（中学校）に関する学習を充実

・環境，防災，情報化，法や政治，経済などに関する学習を充実

○算数・数学

・発達や学年の段階に応じた反復(スパイラル)による指導を充実（複数学年にわたり指導内容を一部重複させる）

・国際的な通用性，内容の系統性の確保や小・中学校の学習の円滑な接続等の観点から，必要な指導内容を充実（小学校：台形の面積等，中学校：二次方程式の解の公式，標本調査等）

・学ぶことの意義や有用性を実感できるよう，数量や図形についての知識・技能を実際の場面で活用する活動などを充実（小学校：「算数的活動」，中学校：「数学的活動」）

○理科

・小・中学校を通じた内容の一貫性を重視

・国際的な通用性，内容の系統性の確保や小・中学校の学習の円滑な接続等の観点から，必要な指導内容を充実（小学校：人の体のづくり等，中学校：イオン，遺伝の規則性，進化等）

・科学的な思考力・表現力等の育成の観点から，観察・実験の結果を分析し解釈する学習活動，科学的な概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動等を充実

・科学を学ぶことの意義や有用性の実感及び科学への関心を高める観点から，日常生活や社会との関連を重視し改善

○生活

・気付きをもとに考えたりすることなど，気付きを質的に高める観点から，活動や体験を充実

・児童を取り巻く環境の変化を考慮し，安全教育に関する内容を充実

・身近な人々と伝え合う活動を行い，進んで交流できるようにする内容を新設

○音楽

- ・表現活動及び鑑賞活動において共通に必要な能力を示した〔共通事項〕を新設
- ・歌唱教材について、小学校では必ず指導する曲数を増加、中学校では「赤とんぼ」、「荒城の月」など我が国で親しまれてきた曲を具体的に規定
- ・和楽器音楽に関する鑑賞指導の充実（小学校5・6学年→3～6学年）、民謡、長唄など我が国の伝統的な歌唱の指導の重視（中学校）など邦楽の指導を充実

○図画工作，美術

- ・表現活動及び鑑賞活動において共通に必要な能力を示した〔共通事項〕を新設・我が国の美術文化に関する鑑賞指導を充実（中学校2・3学年→1・2・3学年）

○家庭，技術・家庭

- ・家族と家庭に関する教育を充実（小学校：家庭生活を大切にしている心情，中学校：幼児との触れ合い）
- ・食育の推進の観点から，食事の役割や栄養・調理に関する内容を充実（小学校：五大栄養素等，中学校：地域の食文化等）
- ・ものづくり教育の充実等の観点から，技術の評価，エネルギー変換や生物育成の技術に関する学習を充実

○体育，保健体育

- ・子どもの体力低下，運動習慣の二極化傾向の指摘を踏まえ，「体づくり運動」を小学校低学年から規定
- ・選択であった武道，ダンスを含めすべての運動領域を必修修化（中学校1・2学年）
- ・健康及び病気予防（小学校），自然災害に伴う傷害の防止（中学校）などに関する指導を充実

○外国語活動，外国語

- ・音声面を中心とし，コミュニケーション能力の素地を育成（小学校）

・語数を，現行の「900語程度まで」から「1200語程度」に増加（中学校）

- ・外国語で発信しうる内容の充実を図る観点から，教材の題材の例として，我が国の伝統文化と自然科学を追加（中学校）

○道徳教育

- ・より効果的な教育を行う観点から，発達の段階に応じて指導の重点を明確化（小学校：人間としてしてはならないことをしない，集団や社会のきまりを守る等，中学校：社会の形成への主体的な参画等）

- ・道徳性の育成に資する体験活動を推進（小学校：集団宿泊活動等，中学校：職場体験活動等）

- ・先人の伝記，自然，伝統と文化，スポーツなど児童生徒が感動を覚える魅力的な教材を活用

○総合的な学習の時間

- ・教科の枠を超えた横断的・総合的な学習，探究的な学習を行うことをより明確化

- ・学習活動の例示として，発達の段階に応じ，小学校で地域の人々の暮らし，伝統と文化についての学習活動，中学校で職業や自己の将来に関する学習活動を追加

- ・教育課程上における位置付けを明確化（総則から新たに章立て）

○特別活動

- ・よりよい人間関係を築く力，集団の一員としてよりよい生活づくりに参画する態度の育成を特に重視し，体験活動や話し合い活動，異年齢集団による活動を充実

- ・発達の段階に応じ，体験活動を推進（小学校：自然の中での集団宿泊活動，中学校：職場体験活動）

5. 周知・広報活動について

新学習指導要領の理念が各学校において実現されるためには，教員など学校関係者が新学習指導要領の理念や内容についての理解を深める必要がある。このため，文部科学省では，平成

20年度を「集中周知・広報期間」と位置付け、まず、新学習指導要領の趣旨をわかりやすくまとめた保護者向けパンフレットを作成し、この4月に幼稚園、小・中学校等のすべての保護者に教育委員会、学校を通じて配布した。さらに、学習指導要領の冊子をA4判化し、幼稚園・小学校・中学校等の全ての教員に対して配布する

など、あらゆる場面を活用して、周知・広報活動を積極的に展開することとしている。

このように、文部科学省では今回の学習指導要領改訂の趣旨について、これまで以上に教職員はもとより保護者をはじめとした社会全体で共有されるよう取り組んでいくこととしている。

